

一般社団法人神奈川県建築士会 防災委員会規程

平成26年1月22日 委員会承認

平成26年3月28日 理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県建築士会（以下「本会」という。）定款第41条第2項及び定款細則第13条第2項に基づき、防災委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の法令との関連)

第2条 この規程に定めのない事項は、本会定款、定款細則及び諸規程の定めるところによる。

(業務)

第3条 委員会は、定款細則第13条第2項に規定する活動委員会として、次の各号に規定する事項を業務とする。

- (1) 災害時支援の規定等に関する事
- (2) 災害時支援の相談員育成に関する事
- (3) 災害時支援の広報及び活用に関する事
- (4) 災害時支援の運営に関する事
- (5) 防災についての研修及び情報収集に関する事
- (6) その他委員会の運営上必要と認められる業務等

(構成)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20名以内で組織する。

- 2 委員は、各支部からの推薦により、会長が委嘱する。
- 3 前項に規定するもののほか、担当常任理事が必要と認める者を委員とすることができる。
- 4 委員会には委員長を1名置くこととし、委員の互選により、これを定める。
- 5 委員長は、必要と定めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 6 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、概ね月一度開催する。

- 2 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 委員会の協議内容については、開催毎に議事録を作成する。
また、議事録作成は、委員の持ち回りとする。

(委員会の計画)

第7条 委員長は、指定された時期までに、翌年度の事業計画及び予算案を会長に提出しなければならない。

(委員会の報告)

第8条 委員長は、毎年3月末までに、その年度の活動報告を会長に提出しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、会長が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成26年3月29日から施行する。